

平成28年度第1回

大阪府都市計画審議会

議 案 書

【 抜 粋 】

日 時 平成28年8月10日（水）  
午前10時～

場 所 大阪府中央区大手前3丁目1番43号  
ホテルプリムローズ大阪 「鳳凰の間」

# 平成28年度第1回 大阪府都市計画審議会

## 議案書 目 次

議案番号	案 件 名	ページ
408	南部大阪都市計画区域区分の変更	1
409	北部大阪都市計画道路の変更	5
410	東部大阪都市計画道路の変更	9
411	南部大阪都市計画道路の変更	13

議 第 4 0 9 号  
計推第 1 2 1 3 号  
平成 2 8 年 7 月 2 7 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

北部大阪都市計画道路の変更について（付議）

標記について、都市計画法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 1 8 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

北部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

北部大阪都市計画道路中、3・4・211-13 号総持寺太田線を 3・4・211-13 号太田線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・211-13	太田線	茨木市東太田一丁目地内	茨木市太田二丁目地内	茨木市太田東芝町地内	約 1,140m	地表式	2 車線	16m	幹線街路と平面交差 2 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

## 理 由

3・4・211-13号総持寺太田線については、重複する府道総持寺停車場線における、公共用地を活用した歩行者空間の整備に伴い、計画の必要性及び事業の実現性を検討した結果、本案のとおり、一部区間の廃止を行う。またこれに伴い、交通広場を廃止するとともに、名称を3・4・211-13号太田線とするものである。